

2027 年度 ふるさと未来支援事業 応募要項

1. 目的

民俗文化財や伝統的な工芸技術の保存・継承・普及啓発に取り組む団体を支援することで、ふるさとに受け継がれる文化を未来へとつなぎ、地域社会へ貢献することを目的とします。

2. 助成対象団体

本助成の目的に合致する活動を企画・実施、または参画する非営利の団体であること。
加えて以下の要件を満たすこと。

- (1) 原則として過去 1 年以上の継続的な活動実績があり、事業計画が明確であること
- (2) 事業を実施する地域を拠点に活動する団体であること
- (3) 宗教活動または政治活動を主目的としない団体であること
- (4) 反社会的勢力と一切関わりがないこと
- (5) 会計処理・報告が適正に行える体制を有すること（代表者・会計担当者が明確であること）

3. 助成対象

以下の（１）から（３）のいずれかに該当し、かつ営利を目的としない活動を対象とします。

- (1) 国または地方公共団体に指定された無形民俗文化財、またはそれに準ずる※と認められる伝統行事・祭礼・民俗芸能等の保存・継承・普及啓発を目的とする活動
- (2) 国または地方公共団体に指定された地域固有の伝統的工芸品、またはそれに準ずる※活動

※当該指定を受けていない場合であっても、地域において長年継承され、地域住民のつながりを促し、文化的価値が広く認められているものを指します（地方公共団体からの推薦書の添付も可とします。提出は必須ではありませんが、添付いただくことで事業の信頼性がより明確となり、審査において考慮されます。）

例：地方公共団体の教育委員会や保存会等が継続的に保存活動を行っているもの
例：学術的な調査・記録の対象となり、伝統文化や工芸技術として評価を受けているもの

- (3) その他、本助成の趣旨に合致すると認められる活動（地域文化の保存・継承・普及を通じて、地域文化の振興や世代間交流の促進、地域社会の発展に寄与するもの）

例：祭礼道具・衣装・用具等の修復・復元

例：工芸技術の後継者育成を目的とする技術練磨等の取り組み

4. 助成金額

対象の活動費の一部を助成します。

※採択となった場合でも、応募された金額が満額助成にならないこともあります。

5. 助成対象費用

- (1) 助成対象の活動にあたり必要な運営・維持・管理費用
- (2) 無形民俗文化財の保存・継承に必要な費用（例：楽器・衣装等の修理・復元）

※対象外の費用については、【注意事項】をご確認ください。

6. 活動対象期間

2027年4月1日（木） ～ 2028年3月31日（金）

7. 応募期限

2026年11月30日（月）事務局必着

8. 応募から助成までの手続き

- (1) 当財団へ、「応募用紙」（当財団ホームページよりダウンロード）をご提出ください。
- (2) 当財団より、結果をメールで通知いたします。
- (3) 採択された団体は、当財団より送付いたします「振込依頼書」と「誓約書」をご提出ください。
- (4) 当財団より助成金額をご指定口座に振り込みます。振り込みを確認後、当財団より送付する「助成金受領書」をご提出ください。
- (5) 採択された団体は、活動終了後1カ月以内を目途に、所定の書式に則り、「実施報告書」をご提出ください。

9. その他

- (1) 対象事業にかかる費用全額の助成応募や書類不備は審査の対象となりませんのでご注意ください。
- (2) 助成金は8（4）の手続きにて事前にお振り込みいたしますが、最終的な助成額は、活動後にご提出いただく「実施報告書」をもって確定します。事前に振り込んだ金額に余剰が発生した場合はその旨をご申告いただき、当財団から発行する請求書に基づいてご返金いただきます。
- (3) 活動時に本事業からの助成を受けていることをパンフレットや掲示物等にて明示していただきます。
- (4) 振込先口座名は応募団体と同一名称に限ります。
- (5) 助成可否に関わらず、概ね計画通りに活動を実行できることが応募の前提となります。
- (6) 対象期間内に活動を完了することが条件となります。
- (7) 応募団体および委託先について、信用調査を行う場合があります。信用調査にご協力いただけない場合、助成を取り消す場合があります。
- (8) 応募は1団体1活動とします(下部組織も同一団体とする)。
- (9) 同一の民俗文化または工芸技術について複数団体からの応募があった場合、選考により一部の団体に絞られることや、いずれの団体も助成対象外となる場合があります。
- (10) 助成となった場合は当財団が実施する他事業の活動にご協力・ご連携いただくことがあります。
- (11) 助成可否の理由についてはお答えいたしかねます。また、審査結果に関わらず、応募時にご提出いただいた書類は返却いたしません。

【注意事項】

○対象外の活動

- ① 由来や伝統に基づかない行事・活動
- ② 団体の所在地が属する都道府県外での行事・活動
- ③ 伝承地域外において実施または参加する、普及啓発（宣伝活動、講演会等）を目的とした行事や活動
- ④ 地域性が希薄または特定できない活動・行事
- ⑤ 活動・行事内容が不明確な活動
- ⑥ 申請団体が主体的に企画・運営を行わず、全面的に第三者へ委託する活動
- ⑦ 応募団体の役員が関係する企業・団体等を主要な取引先とする活動
- ⑧ 直接・間接を問わず営利につながる活動(例:参加費を徴収する公演・講演会・研修会等)

○対象外の費用

- ① 団体や参加者の自主財源で賄うべき経費(有料公演や研修に関わる費用、団体構成員への出演料等)
- ② 団体の通常運営にかかる経費（汎用備品、家賃、水道光熱費、通信費等）
- ③ 飲食・交際費、レセプションや打ち上げ費用
- ④ 保険料
- ⑤ 打合せ等の会議費
- ⑥ 所有する用具のクリーニング代、足袋など個人への支給品代
- ⑦ 主催団体へ支払う協賛金・協力金
- ⑧ 参加者・講師等へのお土産・贈答品等
- ⑨ 各種手数料（振込・代引・行政手数料）
- ⑩ 毎年、修復が必要となる物品または部品の修復・新調費
- ⑪ 伝統文化・工芸技術等と無関係な費用（花火、他地域の伝統芸能、塗り絵、メイク等）
- ⑫ 特定の企業・団体の販売促進、集客につながる費用等
- ⑬ 関係者間の利益供与につながる取引（応募団体役員が、費用支払先の関係者を兼務している等）
- ⑭ 営利目的の物品製作・施設設営（有料席等）などに関わる費用

- ⑮ 対象期間外の費用（過去支出含む）
- ⑯ 事業の外部委託費（企画立案～運営の過半を委託）
- ⑰ 他の助成金・補助金と重複計上された費用
- ⑱ 趣旨に照らして不適当と当財団が認めるもの

以上

お問い合わせ、応募書類郵送先

（公財）イオンワンパーセントクラブ ふるさと未来支援事業事務局
〒261-8515 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1
TEL：043-212-6023（平日 10:00 ～ 17:00）